



福岡医発第 2714 号 (地)

平成 31 年 1 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について (通知)

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会並びに福岡県保健医療介護部を通じて、別添のとおり周知方依頼がありました。

本件は、現行の「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」を廃止し、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度」(昭和63年厚生省告示第124号)の一部改正に伴い、精神保健指定医の新規指定に係る事務の適切な実施の観点から、新たに制定したものです。

主な変更点は下記のとおりです。詳細につきましては別添もしくは厚生労働省 HP (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenshiteii.html>) をご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. ケースレポートに係る症例分野、症例数、症例条件の見直し
 - ・ 6 分野→ 5 分野
 - ・ 8 症例→ 5 症例
 - ・ 措置入院者・医療保護入院者の症例に限る
2. ケースレポートの様式変更
 - ・ ケースレポートの様式を変更し、関係法規に定める手続きへの対応について本

文と別の記載欄を設け、本文では「入院時の状況」や「入院後経過」など、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を評価できる内容を記載する

3. 指導医の要件の見直し

- ・申請者を指導する指導医は、指定医として指定されてから最初の更新研修を受講した者とする

4. 口頭試問の導入

- ・ケースレポートの内容や指定医として必要な知識等について質疑応答を行う口頭試問が導入される

5. 見直し事項の適用日

- ・原則として2019年7月1日以降に行う新規申請から適用

公印省略

30 健第3251号

平成30年12月19日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(こころの健康づくり推進室)

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について（通知）

本県の精神保健行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、貴会会員に周知していただきますよう御協力よろしくお願いいたします。
なお、主な見直し事項は下記のとおりですが、詳細な内容は別紙資料又は下記HPをご覧ください。

厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenshiteii.html>

記

1. ケースレポートに係る症例分野、症例数、症例条件の見直し
 - ・ 6分野→5分野
 - ・ 8症例→5症例
 - ・ 措置入院者・医療保護入院者の症例に限る
2. ケースレポートの様式変更
 - ・ ケースレポートの様式を変更し、関係法規に定める手続きへの対応について本文と別の記載欄を設け、本文では「入院時の状況」や「入院後経過」など、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を評価できる内容を記載する
3. 指導医の要件の見直し
 - ・ 申請者を指導する指導医は、指定医として指定されてから最初の更新研修を受講した者とする
4. 口頭試問の導入
 - ・ ケースレポートの内容や指定医として必要な知識等について質疑応答を行う口頭試問が導入される
5. 見直し事項の適用日
 - ・ 原則として2019年7月1日以降に行う新規申請から適用

福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室
精神保健班 石橋
TEL：092-643-3265
FAX：092-643-3271

(健Ⅱ182)

平成30年12月14日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課より事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、現行の「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」を廃止し、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度」（昭和63年厚生省告示第124号）の一部改正に伴い、精神保健指定医の新規指定に係る事務の適切な実施の観点から、別添のとおり新たに制定したものです。

具体的には、ケースレポートの提出に係る症例の分野や症例数等の見直し、ケースレポートの様式の見直し、口頭試問の導入、指導医の要件の見直しなどが行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 6 日

公益社団法人	日本精神科病院協会	} 御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	
一般社団法人	日本総合病院精神医学会	
公益社団法人	日本医師会	

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 18 条第 1 項の規定による精神保健指定医の新規申請等に係る事務の取扱いについて、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」（平成 22 年障精発 0208 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を廃止し、別添のとおり新たに制定することとし、都道府県知事及び指定都市の長宛てに通知いたしましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましては、傘下の関係機関に対し、周知方よろしくお願いいたします。

障 発 1206 第 3 号
平成 30 年 12 月 6 日

各都道府県知事・指定都市の長 殿

厚 生 労 働 省
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について

精神保健指定医の新規申請等に係る事務については、「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領について」（平成 22 年障精発 0208 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知。以下「現行通知」という。）により行われてきたところであるが、今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度」（昭和 63 年厚生省告示第 124 号）の一部改正に伴い、精神保健指定医の新規指定に係る事務の適切な実施の観点から、現行通知を廃止し、別紙のとおり新たに制定することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

ただし、本通知は平成 31 年 7 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別紙

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領

1 精神科実務経験及び医療実務経験について

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされている。

- (2) 精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療が主に考えられる。

ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものとする。なお、この施設について問合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたい。

- (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。

ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とすること。

イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に 1 日おおむね 8 時間以上当たった日について行う。

なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できる。

ウ デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア又はショート・ケアに従事した時間及び期間については、精神科実務経験の期間に算入できる。また、精神保健福祉センター、保健所において嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに算入できる。

エ 当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験の期間に算入できない。

オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できない。

カ 精神医学を専攻する大学院生にあっては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が

生じるが、この時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できない。

キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験の期間に算入できる。

- (4) 法第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「診断又は治療に従事した経験」（以下「医療実務経験」という。）の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする。

また、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合に、この時間及び期間は医療実務経験の期間に算入できる。

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

- (1) 法第 18 条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示（昭和 63 年 4 月厚生省告示第 124 号。以下「精神科実務経験告示」という。）に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出する上記経験を有することを証する書面（以下「ケースレポート」という。）及び口頭試問により、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技能を有しているかについて確認するものとする。ケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、申請書に添付して、申請するものとする。

また、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、3 年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましい。

- (2) ケースレポートの対象となる症例については、以下によるものとする。

ア 精神科実務経験告示に定める 5 例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1 (3) ア及びイに該当するものをいう。）し、3 の指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも 1 週間に 4 日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

注 ケースレポートは法第 18 条第 1 項第 3 号に定める「診断又は治療に従事した経験」を確認するものであることから、「診断又は治療」自体に該当しない、「診断又は治療」に付随する行為（カンファレンスへの参加、他医師の診療への単なる同席等）を行っただけでは、「自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例」とは認められない。

イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例をケースレポートの対象とする。

注 1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

注 2 同一の入院形態のままの転院は転院以前の医療機関では退院とみなさないものとする。（「症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」及び「精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）」については、キを参照すること。）なお、転院先においては入院とみなすものとする。

ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から 3 ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が 3 ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。

エ ケースレポートの対象となる症例は、措置入院者に係るもの又は医療保護入院者に係るものに限る。また、措置入院者に係る症例及び医療保護入院者に係る症例を必ず各 1 例以上含まなければならない。ただし、措置入院者に係る症例を必須とするのは平成 34（2022）年 7 月 1 日申請分以降とし、同年 6 月 30 日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

オ 医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当した症例を必ず 1 例以上含めることとし、当該症例については、入院時の指定医診察に立ち会うことが必要である。ただし、当該症例を必須とするのは平成 34（2022）年 7 月 1 日申請分以降とし、同年 6 月 30 日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

カ 医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が 1 ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して 3 ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が 1 ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して 3 ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。

キ 「症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」及び「精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）」については、イの注 2 の規定に関わらず、入院から 3 ヶ月以内に同一の入

院形態のまま転院が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとする。

ク イ、ウ、カ及びキについては、別紙1「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。

ケ 指定医の申請時から7年より前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められない。ただし申請時から7年より前に診療を開始した症例であっても、申請前7年以内においても引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができる。

コ 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請前1年以内に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは平成34(2022)年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。

注1 当該症例を取り扱った後、やむを得ない理由により診断又は治療に従事できない期間があると認められる場合には、申請前1年を計算する際に当該期間を除くものとする。

注2 やむを得ない理由については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業若しくは介護休業、産前産後休業又は長期の病気療養等とし、診断又は治療に従事できない期間として除くことができる期間は1ヶ月以上2年以内を基本とする。

サ 提出するケースレポートのうち2例以上は、申請日の1年前の日より前に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは平成34(2022)年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を2例以上含むことが望ましいものとする。

シ 提出するケースレポートのうち1例以上は、医療保護入院等から任意入院に入院形態を変更後、申請者が、当該患者に対して任意入院による治療を行ったものが望ましい。なお、この場合において、任意入院の期間は問わない(カの場合を除く。)

ス 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、当該患者に対して通院治療を行ったものであることが望ましい。なお、この場合において、通院治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましい。

セ 医療保護入院等から任意入院に入院形態が変更された後、退院後の通院治療をおおむね1ヶ月以上行った症例については、任意入院に移行した症例かつ退院後の通院治療を行った症例としてケースレポートの対象とすることができる。

ソ 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成すること（申請時期が異なる場合も含む。）は認められない。

3 指導医について

（1）指導医は次のア及びイの要件を満たす指定医とする。ただし、アについては、申請者が平成 32（2020）年 7 月以降から担当を開始した症例の指導医に限るものとする。

ア 法第 19 条第 1 項に規定する研修を受けていること（指定後最初の同研修を受けるまでに指定医の職務を停止されていた期間がある場合は指定後二度目の同研修を受けていることとする。）。

イ ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導した期間において、当該申請者が勤務する医療機関において法第 19 条の 5 に規定する常時勤務する指定医であること。

（2）指導医は以下の役割を担うものとする。

ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行うこと。

ウ ア及びイの指導及び確認を行ったことの証明をすること。

なお、当該証明の対象には、ケースレポートの症例について、

① 申請者が担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っていること

② 当該症例を、医療保護入院の症例であって、入院時から担当し、かつ、入院時の指定医診察に立ち会った症例として申請する場合には、申請者が入院時の指定医診察に立ち会っているものであることも含まれる。

（3）その他

ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式 3－1 中⑪に記載すること。

イ その場合、原則として、別添様式 3－1 中⑦のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

なお、証明を行う指導医は他の指導医が指導した期間についても当該指導医に連絡するなどして、指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っているか、医療保護入院の入院時の指定医診

察に立ち会っているかを確認するよう努めること。

4 口頭試問の実施について

ケースレポートの書面審査の後、法第 18 条第 1 項第 3 号及び精神科実務経験告示に規定する「診断又は治療に従事した経験」並びに法第 19 条の 4 に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかについて、口頭試問を行うものとする。

5 ケースレポート及び口頭試問の評価基準について

ケースレポートと口頭試問については、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙 2 のとおり「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」がとりまとめられているので、申請の際に参考とすること。

なお、当該評価基準においては、特に、18 歳未満の症例、任意入院に移行した症例又は退院後に通院による治療を行った症例の提出がない場合には、口頭試問において、これらを行うに当たっての一般的な留意点について確認を行う旨記載されていることに留意すること。

6 指定医の指定に係るその他の事項について

(1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式 1－1 に定める精神保健指定医指定申請書に、以下の書類等を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出するものとする。

- ① 履歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 5 年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式 2－1 及び 2－2。大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。）
- ④ 3 年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式 2－1 及び 2－2）
- ⑤ ケースレポート（別添様式 3－1 により各症例 5 通（原本 1 通及び複写 4 通）を提出すること。文字数は別添様式 3－1 を参照。原則としてワードプロセッサで作成すること。なお、ケースレポートの症例は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回改訂版における「精神および行動の障害」の規定に基づき、第 1 症例は「症状性を含む器質性精神障害」（F0）、第 2 症例は「精神作用物質使用による精神及び行動の障害」（F1）（依存症に係るものに限る。）、第 3 症例は「統合失調症、統合失調症型障害及

び妄想性障害」(F2)、第4症例は「気分(感情)障害」(F3)、第5症例は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」(F4)、「生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群」(F5)、「成人の人格及び行動の障害」(F6)、「知的障害(精神遅滞)」(F7)、「心理的発達の障害」(F8)又は「小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」(F90-F98)のいずれかとすること。)

⑥ ケースレポート一覧表(別添様式3-2)

⑦ 申請前1年以内に従事した症例に関して、やむを得ない理由があることを証明する書類(該当者のみ)

⑧ 法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し

⑨ 写真(縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請前6ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。)

⑩ ⑧が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

⑪ 指導医が法第19条第1項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し(症例の指導期間より前のものを提出すること。なお、ケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。)

⑫ 指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書(別添様式4。なお、当該証明書はケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。)

(2) 法第19条第2項の規定により指定の効力が失効した日から起算して1年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、法第19条第1項に規定する研修を受講した上で、別添様式1-2に定める精神保健指定医指定申請書(失効後一年未満)に、(1)①、②、⑨及び⑩の書類等、法第19条第1項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し並びに失効した指定医証を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出すること。

(3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがある。

- (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課及び医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努めること。
- (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のためのみに利用されること。

7 研修について

法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うこととしていること。

8 指定後における事務取扱いについて

- (1) 指定医に対して指定医証を交付した都道府県知事又は指定都市の長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合に、これを本職に提出する必要はない。

また、都道府県知事又は指定都市の長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の長は、指定医が公務員としての職務を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。

- (2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れている状態（6(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。）で行った指定医の職務行為は取り消しうるものとなる。
- (3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権利の制限にたずさわる立場にあることを踏まえ、その職務を行う際にはいつでも指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。
- (4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるとき又は住所地に変更のあるときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

なお、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添付すること。

- (5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

なお、き損のときは指定医証を添付すること。

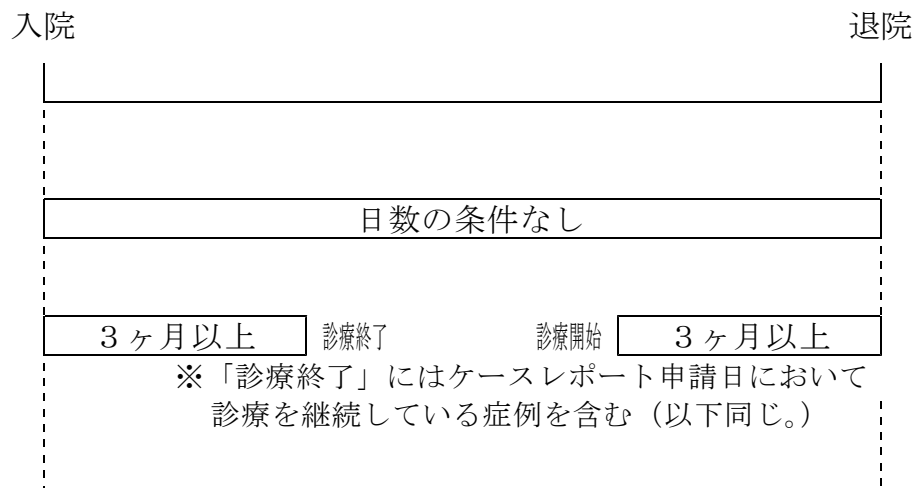
- (6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の長を経由して厚生労働大臣に返納すること。

別紙 1

「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」

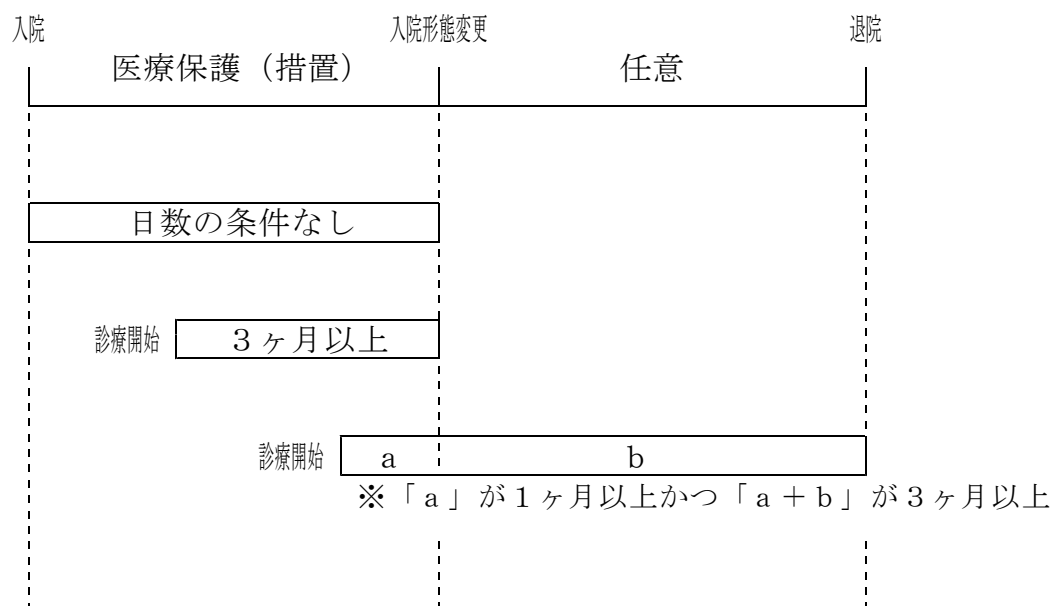
- いずれの場合においても、自ら担当として診断や治療等への十分な関わりが認められることが必要である。

1 基本的条件

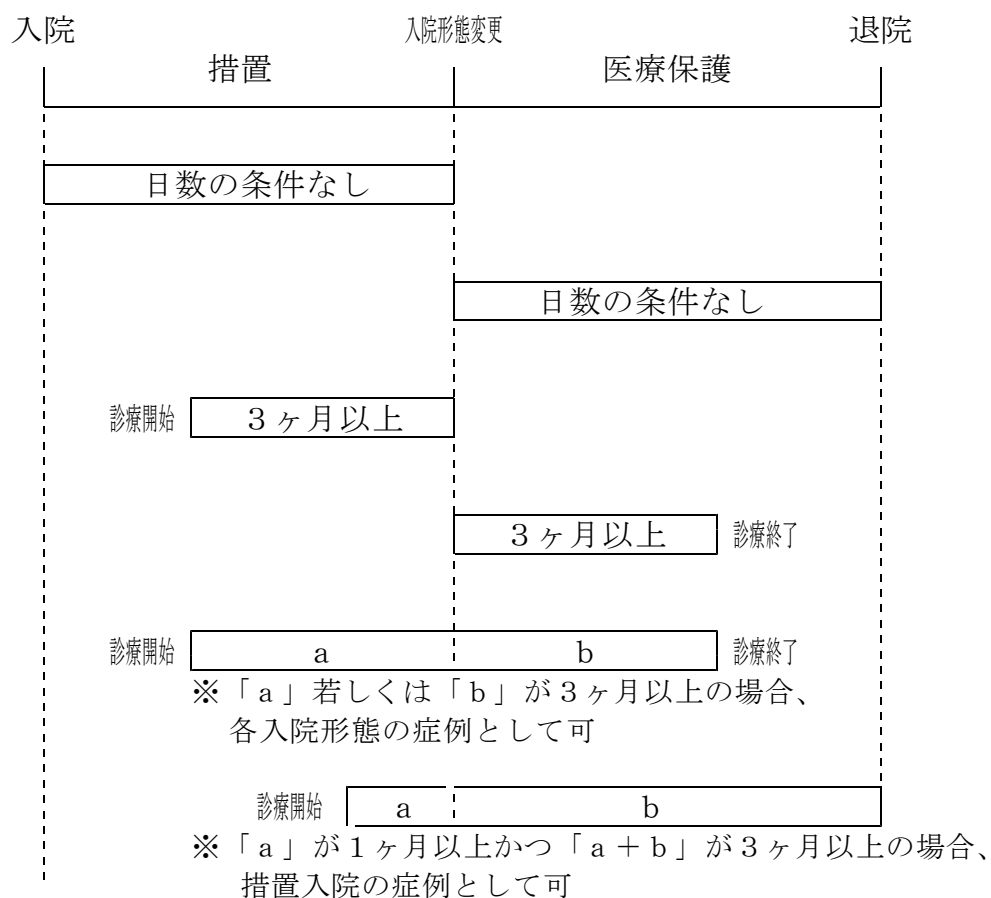


2 入院形態の変更が関わる場合

(1) 医療保護入院（措置入院）から任意入院の場合

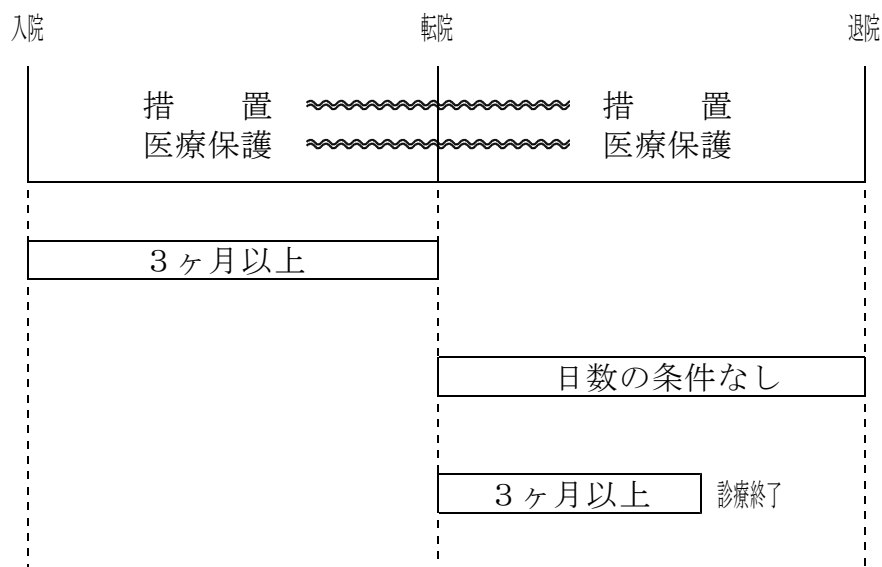


(2) 措置入院から医療保護入院の場合

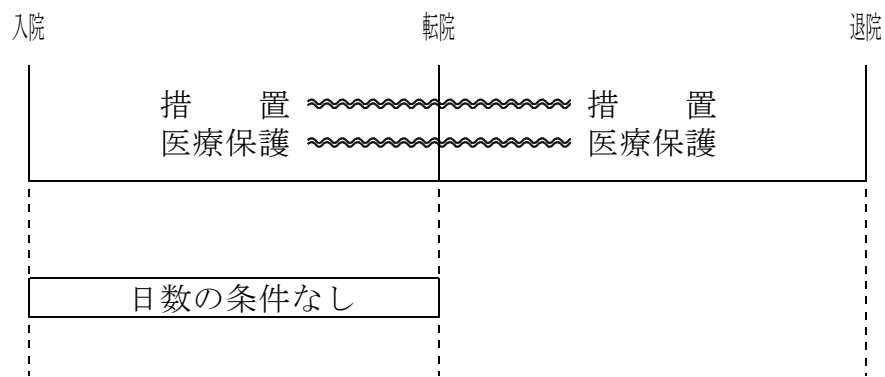


3 転院が関わる場合（入院形態を変更した場合を除く）

(1) 同一の入院形態のままの転院の場合



(2) 症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）、精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）の場合は、次の事例についても対象となる。



平成 30 年 11 月 22 日

医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会

ケースレポート及び口頭試問の評価基準

精神保健指定医の新規申請に係る当部会の審査に当たっては、以下の基準により、ケースレポートの書面及び口頭試問を総合的に評価する。

1. 基礎的事項

① 自ら担当として診断又は治療に十分関わりを持った症例（※）であるか。 ※ 少なくとも 1 週間に 4 日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。
② 精神保健福祉法の理解が十分であり、法の運用上、不適切な点や違法性はないか。
③ 臨床精神医学の基礎知識が認められるか。
④ 論旨が不明瞭等、ケースレポートとして不適切な点はないか。
⑤ 差別用語など、不適切な表現・用語の使用がないか。

2. 症例内容

＜共通事項＞

① 国際疾病分類（ICD）に基づく診断名（入院時診断名／最終診断名）が記載され、患者の症状と照らしてその診断名に妥当性が認められるか。
② 診断根拠が記載され、その内容に妥当性が認められるか。
③ 入院時に疑い病名としていた場合、その理由と最終診断を下した日付が記載され、その内容に妥当性が認められるか。
④ 入院後の治療経過や治療内容について努めたインフォームド・コンセントの内容が適切に記載されているか。また、その過程における主治医等担当医としての関わりや治療努力が記載されているか。 ※ 以下の点に特に留意 - 修正型電気けいれん療法、多量・多剤大量の薬物療法、クロザピンなど慎重を要する治療手段が用いられた場合、その理由と必要事項に関する記載があるか。 - やむを得ず適応症以外での薬物使用を行う際には、使用の理由と本人や家族にその効果や副作用を含めた説明を十分に行い、同意を得ているか。
⑤ 患者の症状、診断内容に照らし、治療内容に妥当性が認められるか。

＜入院形態など症例の属性に応じた事項＞

措置入院	① 患者の症状及び措置入院の対象となる者の要件を踏まえ、措置入院を行う必要性が記載され、その内容に妥当性が認められるか。
	② 患者が精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者であるか（国際疾病分類（ICD）に該当する精神障害を有しているか）。
	③ 患者が、 ・ 医療及び保護のために入院させなければ ・ その精神障害のために ・ 自傷（※1）又は他害（※2）のおそれがある と認められるか。 ※1 自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為。浪費や自己の所有物の損壊等のように単に自己の財産に損害を及ぼすにとどまるような行為は含まれない。 ※2 殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為（原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。）
	④ 退院まで担当した症例である場合、患者の症状及び措置入院が解除となる者の要件を踏まえ、措置入院の継続が不要と判断された理由が記載され、その内容に妥当性が認められるか。
医療保護入院	⑤ 患者の症状及び医療保護入院の対象となる者の要件を踏まえて医療保護入院を行う必要性が記載され、その内容に妥当性が認められるか。
	⑥ 患者が、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者であるか（国際疾病分類（ICD）に該当する精神障害を有しているか）。
	⑦ 患者が、医療及び保護のために入院の必要があるか。
	⑧ 患者が、その精神障害のために任意入院が行われる状態になるか（本人に病識がない等、入院の必要性についてその精神障害のために本人が適切な判断をすることができない状態にあるか）。
	⑨ 本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるよう努めているか。
	⑩ 退院まで担当した症例である場合、患者の症状及び医療保護入院の対象となる者の要件を踏まえ、医療保護入院の継続が不要と判断された理由が記載され、かつその内容に妥当性が認められるか。

18 歳未満の症例 (18 歳未満とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう) (注)	⑪ 患者の年齢、発達段階および児童思春期の心理的特性に配慮して関わり、治療するよう努めているか。
	⑫ 患者の発育発達歴、養育環境、就労・就学状況等を把握し、保健福祉等の支援の必要性を検討し、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。
任意入院に移行した症例 (注)	⑬ 措置入院者又は医療保護入院者が、措置入院又は医療保護入院の要件はなくなったが、入院継続の必要性がある場合、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得たうえで、可能な限り早期に任意入院に移行できるよう努めているか。
	⑭ 退院制限を行った場合、患者の症状及び退院制限の要件(※)を踏まえ、退院制限の理由、期間及びその後に採った措置が記載され、その内容に妥当性が認められるか。 ※ 指定医(特定医師)による診察の結果、医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときに 72 時間(特定医師の場合は 12 時間)に限り実施可能。
退院後に外来治療を行った症例 (注)	⑮ 退院前に退院後の患者に対する保健福祉等の支援や関係機関との連携の必要性を検討し、評価したか。

注： 該当症例の提出がない場合には、口頭試問において、18 歳未満の症例の診断・治療、任意入院、退院後の外来治療を行うに当たっての一般的な留意点について口頭試問で確認を行う。

<行動制限に関する事項>

共通事項	① 行動制限を行った場合に、患者の症状を踏まえ、行動制限の種類、開始・解除の日時及び開始・解除の判断理由が記載され、その内容に妥当性が認められるか。
	② 行動制限は、医療又は保護に欠くことができない限度において行われているか(患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているか)。
電話・面会の制限	③ 制限を行わなければ病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合に行われているか。

	④ 合理的な方法及び範囲における制限であるか。
隔離	⑤ 患者の症状からみて、 ・ 本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、 ・ 隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、 ・ その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として 行われているか。
	⑥ 隔離以外により代替方法がない場合において行われているか。
	⑦ 隔離の対象となる患者が、次のような場合に該当すると認められるか。 ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合 イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合 ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合 エ 急性期精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合 オ 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合
身体的拘束	⑧ 身体的拘束以外により代替方法がない場合において行われているか。
	⑨ 身体的拘束の対象となる患者が、次のような場合に該当すると認められる患者であるか。 ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合 イ 多動又は不穏が顕著である場合 ウ ア又はイのほか精神障害のため、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合
	⑩ できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めているか。
任意入院者の開放処遇の制限	⑪ 任意入院者の症状からみて、その開放処遇を制限しなければその医療又は保護を図ることが著しく困難であると医師が判断する場合にのみ行われているか。
	⑫ 開放処遇の制限の対象となる任意入院者が、次のような場合に該当すると認められる患者であるか。

	ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する場合 イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある場合 ウ 当該任意入院の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な場合
--	---

※ 上記の各項目については、当該項目に係る一般的な留意事項についても、口頭試問で確認を行う場合がある。

本評価基準は平成 31 年 7 月 1 日以後の申請について適用する。

「指定医ケースレポートの評価基準」(平成 18 年 2 月 16 日医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会決定)は廃止する。ただし、平成 31 年 6 月 30 日以前の申請については、なお従前の例による。

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申 請 日 年 月 日

氏 名			本籍地			
現 住 所	(メールアドレス (任意):)					
生 年 月 日	年	月	日	年 齢	歳	性別 男・女
最 終 学 歴 及 び 年 月	年 月 卒業・中退			医籍登録年月日 及 び 番 号	第	年 月 日 号
現 在 の 勤 務 先	所在地					
	名 称					
精神障害者 の診断治療 に従事した 期間及び病 院等名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称		
	年	月	～ 年 月			
	年	月	～ 年 月			
	年	月	～ 年 月			
	年	月	～ 年 月			
	年	月	～ 年 月			
	計 年 ヶ月					
その他の診 断治療に従 事した期間 及び病院等 名	従 事 し た 期 間			従 事 し た 病 院 等 の 名 称		
	年	月	～ 年 月			
	年	月	～ 年 月			
	年	月	～ 年 月			
	計 年 ヶ月					
合 計 年 ヶ月						
研修の受講	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日					
処分歴	なし・あり (年 月 処分内容)					

(注) 記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
2. 「従事した期間」は、月単位で記入し、従事を開始した月の初日が毎月1日でない場合には当該月を算入しない。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入して記載すること。
3. 「処分歴」は、「なし」又は「あり」のいずれかに○印をつけ、精神保健福祉法及び医師法に基づく処分歴を記載すること。

※ 本申請書に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためのみに利用致します。

申請日 年 月 日

氏 名	印		本籍地				
現 住 所	(メールアドレス (任意))						
生 年 月 日	年	月	日	年 齢	歳	性別	男・女
最 終 学 歴 及 び 年 月	年 月 卒業・中退			医籍登録年月日 及 び 番 号	第	年 月 日	号
現 在 の 勤 務 先	所在地						
	名 称						
失効した指定 医証に記載の 勤 務 先	所在地						
	名 称						
失 効 前 の 指 定 医 番 号 及 び 有 効 期 限	番 号		有効 期限	平成	年	月	日
研修の受講	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日						
処分歴	なし ・ あり (年 月 処分内容)						

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
2. 「処分歴」は、「なし」又は「あり」のいずれに○印をつけ、精神保健福祉法及び医師法に基づく処分歴を記載すること。

※ 本申請書に記載された個人情報については精神保健指定医の指定のほか、指定後の指定医研修会の受講案内通知等の精神保健指定医制度の運用のためのみに利用致します。

実務経験証明書

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	
従事した標榜科名	
診療従事期間	年 月 ～ 年 月
診療従事 態 様	1週間当たり従事日数 日 1日当たり従事時間 時間

年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名
及び氏名

印

- (注) 1. ケースレポートに係る症例の診療従事期間は、精神科実務経験の期間に必ず含まれていること。
2. 精神科の実務経験証明書とその他の実務経験証明書は別に作成すること。(平成16年4月1日以降の臨床研修制度における研修中の実務経験の証明については様式2-2を使用すること。平成16年3月31日以前の臨床研修の場合は、本様式により各病院等の管理者の証明を要すること。)
3. 診療従事態様が違う場合は、別紙とすること。
4. 大学院在学中については、在学期間全体ではなく、精神障害者の診断又は治療に従事した時間及び期間を記載すること。
5. 当直のみの勤務については、実務経験として算入できない。
6. 診療従事期間は、従事を開始した月の初日が毎月の1日でない場合には当該月を算入しないこと。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入すること。

実 務 経 験 証 明 書

(平成 16 年 4 月 1 日以降臨床研修期間用)

次の者は臨床研修において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏 名			
生 年 月 日			
従事した標榜科名			
診 療 従 事 期 間	年	月	～ 年 月
うち精神科従事期間	年	月	～ 年 月
診 療 従 事 態 様	1 週間当たり従事日数 日		
	1 日 当 たり 従 事 時 間 時間		

年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名
及 び 氏 名

⑨

- (注) 1. 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（平成 16 年 4 月 1 日以降のもの）期間中の実務経験を記載すること。また、この期間内に精神科の実務経験があれば内訳を記載すること。
2. 管理型臨床研修病院等の証明可能な病院の管理者が、臨床研修期間の全ての期間について証明して構わない。
3. 診療従事態様が違う場合は、別に作成すること。
4. 当直のみの勤務については、実務経験として算入できない。
5. 診療従事期間は、従事を開始した月の初日が毎月の 1 日でない場合には当該月を算入しない。また、従事を終了した月は、終了した日の属する月を算入すること。

ケースレポート（第 症例）

①申請者氏名：（自筆署名）			
②最終診断名： （ I C Dコード ）		③ケースレポートで主な評価対象とする入院形態 措置入院／医療保護入院 （※1）	
④当該症例を実務経験した医療機関名： 所在地住所：			
⑤患者情報			
患者イニシャル（ ）	性別：男・女	生年月日：	担当医となったときの 年齢： 歳
⑥当該症例の入院形態に係る入退院年月日（※2） 平成 年 月 日～平成 年 月 日（入院形態： ） 平成 年 月 日～平成 年 月 日（入院形態： ）			
⑦主治医又は担当医になった期間： 平成 年 月 日～平成 年 月 日			
⑧行動制限の有無（有・無） 有の場合の行動制限の種類（電話の制限・面会の制限・隔離（12時間未満）・ 隔離（12時間以上）、身体的拘束、任意入院者の開放処遇の制限）			
⑨転院による診療の終了（退院）の有無（有・無） 有の場合の転院先：（病院名） 入院形態（ ）入院・他科入院			
⑩退院後の外来支援の有無（有・無）			
⑪指導を行った精神保健指定医（※3）			
指導を行った精神保健指定医氏名：			指定医番号：
指導期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			

＜ケースレポートの証明＞

このケースレポートは、私が常勤として勤務した上記医療機関において、上記期間中私の指導のもとに申請者が診断又は治療を行った症例であり、内容についても、私が厳正に確認したことを証明します。

所属機関名 所属機関の住所

指導医署名（自筆署名）

※1 このケースレポートで主に評価を受けたい入院形態を選択すること。

※2 緊急措置入院、応急入院、任意入院を含め、当該症例について当該医療機関で継続して行われた全ての入院形態について、入退院年月日を記載すること。

※3 指導期間は⑦の期間と一致すること。

当該機関における指導医が複数いる場合は、全ての指導医について記載すること。

【関係法規に定める手続への対応】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）による各種入院に関し、関係法規に定める手続への対応を以下に記載すること。途中で入院形態を変更した場合は、変更前と変更後のいずれの入院形態に係る手続についても記載すること。なお、自由記載を求めている項目については各々 100 字程度として簡潔にまとめること。

法による各種入院又は入院中の者の行動制限が、その必要性等に関する法令の要件を踏まえて行われたことについては、ケースレポート本文の記載に基づき評価を行うものとする。

<措置入院>

注 措置入院を行った症例の場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 措置診察が行われた契機	☐ 法第 22 条の申請（一般人） ☐ 法第 23 条の通報（警察官） ☐ 法第 24 条の通報（検察官） ☐ 法第 25 条の通報（保護観察所長） ☐ 法第 26 条の通報（矯正施設の長） ☐ 法第 26 条の 2 の届出（病院管理者） ☐ 法第 26 条の 3 の通報（医療観察法指定通院医療機関の管理者及び保護観察所長） ☐ 法第 27 条第 2 項の都道府県知事による措置診察
2. 指定医の診察の結果、入院を継続しなくてもその精神障害のために自傷他害のおそれがないと認められるに至ったとき、直ちに、病院の管理者により、症状消退届が都道府県知事等に提出されたか（法第 29 条の 5）	☐ 提出された (指定医が症状消退を判断した日付及び症状消退届が提出された日付)

<医療保護入院>

注 医療保護入院を行った症例の場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 医療保護入院の必要性の判定を指定医が行ったか （法第 33 条第 1 項）	☐ 行った
2. 医療保護入院の必要性の判定を特定医師が行った場合、その判定に基づく入院期間は 12 時間以内であったか （法第 33 条第 4 項）	☐ 12 時間以内であった
3. 医療保護入院を行う際の指定医（特定医師）による診察に、立ち会ったか	☐ 立ち会った ☐ 立ち会っていない
4. 平成 26 年 4 月 1 日以降に入院した者の場合、医療保護入院を行うに当たって、家族等のいずれか又は市区町村長から同意を得たか （法第 33 条第 1 項・第 3 項）	☐ 家族等のいずれかから同意を得た ☐ 配偶者 ☐ 親権者 ☐ 扶養義務者 ☐ 後見人 ☐ 保佐人 ☐ 市区町村長から同意を得た （家族等のいずれかから同意を得た場合、当該家族等を同意者とした経緯及び同意を得た日付） ※ 後見人又は保佐人の存在を把握しているが、これらの者を同意者としなかった場合、その理由を記載すること ※ 未成年の場合に、父母双方から同意を得なかった場合、その理由を記載すること （市区町村長から同意を得た場合、その理由及び日付）

6. 医療保護入院時に、医療保護入院者に対して、必要事項について書面による告知が行われたか (法第 33 条の 3 第 1 項)	☐ 入院時に行われた ☐ 延期して（4 週間以内）告知が行われた (告知の具体的な内容)
7. 6 の告知を延期する（4 週間以内）と判断した場合、必要事項の診療録への記載が行われたか (法第 33 条の 3 第 2 項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）第 15 条)	☐ 記載が行われた (診療録に記載が行われた内容)
8. 退院後生活環境相談員が選任されたか (法第 33 条の 4) ※ 平成 26 年 3 月 31 日以前に医療保護入院が行われた者については、同年 4 月 1 日以降に入院を継続していた者に限る。 9 及び 10 において同じ。	☐ 選任された (日付 :)
9. 病院において、医療保護入院者又はその家族等に、地域援助事業者の紹介を行うよう努めたか (法第 33 条の 5)	☐ 努めた (具体的な内容)

10.「医療保護入院者退院支援委員会」が 開催されたか (法第 33 条の 6、精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律施行規則第 15 条 の 6～15 条の 8)	☐ 開催された ☐ 開催されなかった (開催されなかった場合、その理由) (開催された場合、以下の事項について該 当項目に✓又は具体的な内容を記載) 【対象者は以下のいずれに該当するか】 ☐ 在院期間が 1 年未満の医療保護入 院者であって、入院時に入院届に添付 する入院診療計画書に記載した推定 される入院期間を経過するもの ☐ 在院期間が 1 年未満の医療保護入 院者であって、委員会の審議で設定さ れた推定される入院期間を経過する もの ☐ 在院期間が 1 年以上の医療保護入 院者であって、病院の管理者が委員会 での審議が必要と認めるもの 【開催時期】 ☐ 推定される入院期間を経過する時期 の前後概ね 2 週間以内に審議が行われ た (日付：) 【検討内容及び結果】
--	--

	【審議結果の通知】 ☐ 審議結果が、患者本人及び出席要請を行った家族等又は地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者に通知された
11. 医療保護入院者の退院から 10 日以内に、病院の管理者により、医療保護入院の退院届が提出されたか (法第 33 条の 2)	☐ 提出された (日付：)

<緊急措置入院又は応急入院>

注 入院時にこれらの入院形態であった場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 緊急措置入院が行われた場合、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷又は他害おそれが著しいと指定医による診察で認められたか (法第 29 条の 2 第 1 項)	☐ 認められた
2. 緊急措置入院の期間は、72 時間以内であったか	☐ 72 時間以内であった
3. 急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、応急入院が行われた場合、その診察を受けた者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと指定医又は特定医師による診察で判定されているか (法第 33 条の 7 第 1 項・第 2 項)	☐ 判定された
4. 応急入院が行われた場合、その入院は 72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか	☐ 72 時間（12 時間以内）であった

<任意入院>

注 入院形態の変更により任意入院となった症例の場合に記載すること

3～5については、該当する場合に記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 任意入院時に、任意入院者に対して、必要事項について書面による告知が行われたか （法第 21 条第 1 項）	☐ 行われた （告知の具体的な内容）
2. 任意入院に際し、本人から書面により同意を得たか （法第 21 条第 1 項）	☐ 得た
3. 任意入院者本人の意志により開放処遇が制限される環境に入院させた場合、本人の意志による開放処遇の制限である旨の書面を、本人から得たか （第 130 号告示（※）） ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（昭和 63 年厚生省告示第 130 号）	☐ 得た
4. 任意入院者の退院制限が実施された場合、その判断は指定医又は特定医師によって行われたか （法第 21 条第 3 項・第 4 項）	☐ 行われた
5. 任意入院者の退院制限が実施された場合、その期間は 72 時間以内（特定医師の診察に基づく場合は 12 時間以内）であったか （法第 21 条第 3 項・第 4 項）	☐ 72 時間（12 時間）以内であった

<行動制限>

注 行動制限を行った症例の場合に、実施した行動制限に関するものについて記載すること

関係法規に定める手続	対応（該当するものに✓を付ける）
1. 電話又は面会に関する制限の実施時に、当該行動制限の理由について書面による告知が行われたか （第 130 号告示）	☐ 行われた （具体的な内容）
2. 隔離、身体的拘束又は任意入院者の開放処遇の制限の実施時に、当該行動制限の理由について、書面による告知が行われるよう努めたか （第 130 号告示）	☐ 努めた （具体的な内容）
3. 行動制限の実施に当たって、必要事項の診療録への記載が行われたか （第 130 号告示）	☐ 記載が行われた （具体的な記載内容）
4. 12 時間未満の隔離を実施した場合、その判断は、医師により行われたか。 （第 130 号告示）	☐ 医師により行われた
5. 12 時間以上の隔離又は身体拘束を実施した場合、その判断は指定医により行われたか （法第 36 条第 3 項、第 130 号告示、第 129 号告示（※）） ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 36 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限（昭和 63 年厚生省告示第 129 号）	☐ 指定医により行われた

6. 隔離を実施した場合、毎日1回以上の診察が行われたか (第130号告示)	☐ 行われた (診察内容)
7. 身体的拘束を実施した場合、頻回の診察が行われたか (第130号告示)	☐ 行われた (頻度と診察内容)
8. 任意入院患者の開放処遇の制限を実施した場合、その判断は医師により行われたか (第130号告示)	☐ 医師により行われた
9. 任意入院患者の開放処遇の制限を実施した場合、おおむね72時間以内に指定医による診察が行われたか (第130号告示)	☐ 行われた (日付：)

入院時診断名：主病名：_____ 副病名 _____
最終診断名：主病名：_____ 副病名 _____

注：入院時診断名と最終診断名が違っていても可とする。

文字数：_____ 文字（※）_____

※ 【現病歴】中＜入院時の状況＞及び＜入院後経過＞における文字数を記載し、1200－2000字程度とすること。なお、本文において関係条文の引用は要しない。

【初診時主訴】

【家族歴】

【生育・生活歴】

【既往歴】

【病前性格】必要に応じて記載

【現病歴】

＜入院前経過＞

＜入院時の状況＞

注：以下の内容を中心に記載すること

- ・ 入院時の患者の症状、入院時診断名に対する診断根拠（入院時に疑い病名としていた場合はその理由、最終診断を下した診断根拠と診断日）
- ・ 当該入院形態による入院を行う必要性（患者の症状及び法における各種入院又の対象となる者の要件を踏まえて記載すること）（※）

※ 入院形態に応じて、特に以下の点を説明すること。

（措置入院）

- ① 患者が法第5条に規定する精神障害者であるか（国際疾病分類（ICD）に該当する精神疾患を有しているか）
- ② 患者が、
 - ・ 医療及び保護のために入院させなければ
 - ・ その精神障害のために
 - ・ 自傷（※1）他害（※1）のおそれがあるか

※1 自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為。浪費や自己の所有物の損壊等のように単に自己の財産に損害を及ぼすにとどまるような行為は含まれない。

※2 殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為（原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。）

(医療保護入院)

- ① 患者が法第5条に規定する精神障害者であるか
 - ② 患者が、医療及び保護のために入院の必要があるか
 - ③ 患者が、その精神障害のために任意入院が行われる状態にないか（本人に病識がない等、入院の必要性についてその精神障害のために本人が適切な判断をすることができない状態にあるか）
 - ④ 本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるよう努めているか
- ※ 入院時に、意識障害（せん妄・急性錯乱等）が疑われる場合には、告知の延期がなされているかについても記載すること。

<入院後経過>

注：以下の内容を中心に記載すること

- ・ 入院後の治療経過や、治療内容についてインフォームドコンセントに努めたかどうか
また、その過程における主治医等担当医としての関わりや治療努力
- ※ 特に以下の点に留意して記載すること
 - ・ 修正型電気けいれん療法、多量・多剤大量の薬物療法、クロザピンなど慎重を要する治療手段が用いられた場合、その理由と必要事項
 - ・ やむを得ず適応症以外での薬物使用を行う際には、使用の理由と本人並びに家族にその効果や副作用を含めた説明を十分に行い、同意をとっているか
- ・ 当該入院形態による入院の継続が不要（又は入院形態の変更が必要）と判断された理由（患者の症状及び法における各種入院が解除となる者の要件又は対象となる者の要件を踏まえて記載すること）
- ・ 行動制限を行った場合には、行動制限の種類、開始・解除の日時及び開始・解除の判断理由（患者の症状を踏まえて記載すること）（※）

※ 特に以下の点を説明すること

(共通事項)

- ① 行動制限は、医療又は保護に欠くことができない限度において行われているか
（患者の症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているか）

(電話・面会の制限)

- ① 制限を行わなければ病状の悪化を招き、あるいは治療効果を妨げる等、医療又は保護の上で合理的な理由がある場合に行われているか。
- ② 合理的な方法及び範囲における制限であるか。

(隔離)

- ① 患者の症状からみて、
 - ・ 本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、
 - ・ 隔離以外の方法ではその危険を回避することが著しく困難であると判断される場合に、
 - ・ その危険を最小限に減らし、患者本人の医療又は保護を図ることを目的として

行われているか。

② 隔離以外により代替方法がない場合において行われているか

③ 隔離の対象となる患者が、次のような場合に該当すると認められるか。

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に著しく悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している場合

ウ 他の患者に対する暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない場合

エ 急性期精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な場合

オ 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合

(身体的拘束)

① 身体的拘束以外により代替方法がない場合において行われているか

② 身体的拘束の対象となる患者が、次のような場合に該当すると認められる患者であるか。

ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合

イ 多動又は不穏が顕著である場合

ウ ア又はイのほか精神障害のため、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合

③ できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めているか

(任意入院者の開放処遇の制限)

① 任意入院者の症状からみて、その開放処遇を制限しなければその医療又は保護を図ることが著しく困難であると医師が判断する場合にのみ行われているか

② 開放処遇の制限の対象となる任意入院者が、次のような場合に該当すると認められる患者であるか

ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する場合

イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある場合

ウ 当該任意入院の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な場合

・ 任意入院に移行した症例について退院制限が行われた場合には、その理由、期間及びその後採った措置（法の退院制限の要件（※）を踏まえて記載すること）

※ 指定医（特定医師）による診察の結果、医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときに 72 時間（特定医師の場合は 12 時間）に限り実施可能

申請日 年 月 日

ケースレポート一覧

精神保健指定医の新規申請のため、以下のケースレポートを提出します。

注) 各症例について、以下の①～⑥についてア・イのいずれかを選択し、○をつけること。

- ① 「措置入院者の症例」又は「医療保護入院者の症例」のいずれの症例として申請しているか。
- ② 「医療保護入院者の症例」である場合には、申請者が当該医療保護入院者の入院時点からその診断又は治療に従事したものであり、入院時の指定医の診察に立ち会った症例に該当するか。
- ③ 「申請前一年以内に従事した症例」(事務取扱要領 2 (2) コ参照) 又は「申請をした日の一年前の日より前に従事した症例」(同 2 (2) サ参照) のいずれの症例として申請しているか。
- ④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に係る症例に該当するか。
- ⑤ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、任意入院による治療を行った症例に該当するか。
- ⑥ 措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、通院による治療を行った症例に該当するか。

(記入欄)

	①	②	③	④	⑤	⑥
第 1 症例	ア 措置入院 イ 医療保護入院	ア 該当 イ 非該当	ア 申請前 1 年以内 イ 申請日の 1 年前より前	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当
第 2 症例	ア 措置入院 イ 医療保護入院	ア 該当 イ 非該当	ア 申請前 1 年以内 イ 申請日の 1 年前より前	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当
第 3 症例	ア 措置入院 イ 医療保護入院	ア 該当 イ 非該当	ア 申請前 1 年以内 イ 申請日の 1 年前より前	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当
第 4 症例	ア 措置入院 イ 医療保護入院	ア 該当 イ 非該当	ア 申請前 1 年以内 イ 申請日の 1 年前より前	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当
第 5 症例	ア 措置入院 イ 医療保護入院	ア 該当 イ 非該当	ア 申請前 1 年以内 イ 申請日の 1 年前より前	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当	ア 該当 イ 非該当

常 時 勤 務 証 明 書

次の者は指導医として申請者を指導した期間において当施設に常時勤務する指定医であったことを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	
診 療 従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
診 療 従 事 態 様	1 週間当たり従事日数 日 1 日当たり従事時間 時間

年 月 日

施 設 名

所 在 地

管理者職名
及 び 氏 名

⑩

- (注) 1. ケースレポートに係る症例の診断又は治療について指導した期間は診療従事期間に必ず含まれていること。
2. ケースレポートに係る症例について指導した指導医ごとに作成すること。
3. 「常時勤務する指定医」とは、精神保健福祉法第 19 条の 5 に規定する指定医をいう。

(参考)

精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
1 精神科実務経験及び医療実務経験について (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされている。 (2) 精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療が主に考えられる。 ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものとする。なお、この施設について問い合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたい。 (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする。 ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とすること。 イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に	1 精神保健指定医の指定要件たる精神科実務経験について (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項第 2 号に規定されている「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については 3 年以上とされていること。 (2) 精神科実務経験は、精神科を標榜している医療機関（平成 20 年 3 月 31 日現在神経科を標榜している医療機関を含む。）において行った精神障害者の診断又は治療（<u>デイ・ケアを含む。</u>）をいうものであること。 ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものであること。なお、この施設について問い合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたいこと。 (3) 精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとする<u>こと</u>。 ア 精神科実務経験の期間については、1 週間に 4 日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とする<u>ものとする</u>こと。 イ アにいう「4 日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に 1

(参考)

1 日のおおむね 8 時間以上当たった日について行う。 なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できる。 ウ <u>デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア又はショート・ケア</u>に従事した時間及び期間については、<u>精神科実務経験の期間</u>に算入できる。また、<u>精神保健福祉センター、保健所において嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間</u>についても、これに算入できる。 エ 当直のみをする時間及び期間については、<u>精神科実務経験の期間</u>に算入できない。 オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、<u>精神科実務経験の期間</u>に算入できない。 カ 精神医学を専攻する大学院生にあつては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が生じるが、この時間及び期間は、<u>精神科実務経験の期間</u>に算入できない。 キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、<u>精神科実務経験の期間</u>に算入できる。 (4) <u>法第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「診断又は治療に従事した経験」(以下「医療実務経験」という。)</u>の期間の算定については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする。 また、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合に、この時間及び期間は<u>医療実務経験の期間</u>に算入できる。	日のおおむね 8 時間以上当たった日について行う<u>ものであること</u>。 なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できる<u>ものであること</u>。 ウ <u>精神保健福祉センター、保健所におけるデイ・ケアに従事した時間及び期間</u>については、<u>これに算入できるものであること</u>。また、<u>これらの機関で嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間</u>についても、これに<u>含まれるものであること</u>。 エ 当直のみをする時間及び期間については、<u>精神科実務経験として算定できないものであること</u>。 オ 動物実験等に携わる時間及び期間は、<u>精神科実務経験として算定できないものであること</u>。 カ 精神医学を専攻する大学院生にあつては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が生じるが、この時間及び期間は、<u>精神科実務経験として算定できないものであること</u>。 キ 外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、<u>精神科実務経験に算入できるものであること</u>。 (4) <u>医療実務経験の期間の算定</u>については、(3)の精神科実務経験の期間の算定方法に準じることとする（ウは除く）。 なお、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修において、保健所等で業務に従事した場合に<u>おいては、この時間及び期間は医療実務経験に算入できるものとする</u>。
---	---

2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて (1) 法第 18 条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和 63 年 4 月厚生省告示第 124 号。以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出する<u>上記経験を有することを証する書面</u>（以下「<u>ケースレポート</u>」という。）及び<u>口頭試問</u>により、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び<u>技能</u>を有しているかについて確認するものとする。ケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、申請書に添付して、申請するものとする。 また、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者（以下「<u>申請者</u>」という。）は、3 年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましい。 (2) ケースレポートの対象となる<u>症例</u>については、以下によるものとする。 ア 精神科実務経験告示に定める<u>5 例以上</u>の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1(3)ア及びイに該当するものをいう。）し、<u>3 の指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例</u>について報告するものであり、少なくとも<u>1 週間に 4 日以上</u>、当該患者について診療に従事したものでなければならない。 注 <u>ケースレポートは法第 18 条第 1 項第 3</u>	2 指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて (1) 法第 18 条第 1 項第 3 号及び同号に基づく厚生省告示(昭和 63 年 4 月厚生省告示第 124 号)(以下「精神科実務経験告示」という。)に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出する<u>いわゆるケースレポートにより</u>、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び<u>技術</u>を有しているかについて確認するものとする<u>こと</u>。<u>このケースレポートについては</u>、(2)に定める事項に従い記載し、<u>指定医申請書に添付して</u>、申請するものとする<u>こと</u>。 <u>その際、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙 1 のとおり指定医ケースレポートの評価基準がとりまとめられているので参考とすること。</u> <u>なお、精神科実務経験告示は</u>、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者は、3 年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましい<u>ものであること</u>。 (2) ケースレポートの対象となる<u>患者</u>については、以下によるものとする<u>こと</u>。 ア 精神科実務経験告示に定める <u>8 例以上</u>の症例については、精神病床を有する医療機関において常時勤務（1(3)ア及びイに該当するものをいう。<u>以下同じ。</u>）し、<u>当該医療機関に常時勤務する指定医</u>（以下「<u>指導医</u>」という。）の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に 4 日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。
--	---

(参考)

<u>号に定める「診断又は治療に従事した経験」を確認するものであることから、「診断又は治療」自体に該当しない、「診断又は治療」に付随する行為(カンファレンスへの参加、他医師の診療への単なる同席等)を行っていただけでは、「自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例」とは認められない。</u> イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例をケースレポートの対象とする。 注 1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。 注 2 同一の入院形態のままの転院は転院以前の医療機関では退院とみなさないものとする。(「<u>症状性を含む器質性精神障害(老年期認知症を除く。)</u>」及び「<u>精神作用物質使用による精神及び行動の障害(依存症に係るものに限る。)</u>」については、<u>キ</u>を参照すること。)なお、転院先においては入院とみなすものとする。 ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする。 エ <u>ケースレポートの対象となる症例は、措置入院者に係るもの又は医療保護入院者に係るものに限る。また、措置入院者に係る症例及</u>	イ 原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例について<u>ケースレポートを提出するものとする</u>こと。 注 1 入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。 注 2 同一の入院形態のままの転院及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「<u>医療観察法</u>」という。)第43条第4項に基づく指定入院医療機関の変更(以下「<u>転院等</u>」という。)は転院等以前の医療機関では退院とみなさないものとする。(「<u>中毒性精神障害(依存症に係るものに限る。)</u>」及び「<u>症状性又は器質性精神障害(老年期認知症を除く。)</u>」については、<u>オ</u>を参照すること。)なお、転院先においては入院とみなすものとする。 ウ 入院が長期にわたる場合は、入院から3ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が3ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとする<u>こと</u>。 (新設)
---	--

(参考)

<u>び医療保護入院者に係る症例を必ず各 1 例以上含まなければならない。ただし、措置入院者に係る症例を必須とするのは平成 34 (2022) 年 7 月 1 日申請分以降とし、同年 6 月 30 日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> オ <u>医療保護入院者に係る症例については、入院時から担当した症例を必ず 1 例以上含めることとし、当該症例については、入院時の指定医診察に立ち会うことが必要である。ただし、当該症例を必須とするのは平成 34 (2022) 年 7 月 1 日申請分以降とし、同年 6 月 30 日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。</u> カ <u>医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が 1 ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して 3 ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。</u> また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が 1 ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して 3 ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。 キ <u>「症状性を含む器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」及び「精神作用物質使用による精神及び行動の障害（依存症に係るものに限る。）」については、イの注 2 の規定に関わらず、入院から 3 ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院が行われた症例であっても、ケー</u>	(新設) ク <u>医療保護入院又は措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が 1 ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して 3 ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとする。</u> また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が 1 ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して 3 ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとする。 コ <u>「中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）」及び「症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）」については、イの注 2 の規定に関わらず、入院から 3 ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院等が行われた症例であっても、ケースレポートの対象とすること</u>
--	---

(参考)

スレポートの対象とすることができるものとする。 (削除) ク イ、ウ、カ及びキについては、別紙 1「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。 (ソに移動) ケ 指定医の申請時から 7 年より前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められない。ただし申請時から 7 年より前に診療を開始した症例であっても、申請前 7 年以内においても引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができる。 コ 提出するケースレポートのうち 1 例以上は、申請前 1 年以内に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは平成 34 (2022) 年 7 月 1 日申請分以降とし、同年 6 月 30 日以前の申請については当該症例を含むことが望ましいものとする。 注 1 当該症例を取り扱った後、やむを得ない理由により診断又は治療に従事できない期間があると認められる場合には、申請前 1 年を計算する際に当該期間を除くものとする。	ができるものとする<u>こと</u>。 カ <u>児童・思春期精神障害で任意入院を選ぶ場合（平成 26 年 4 月 1 日以後に入院した者に限る。）は、当該患者の入院から退院までの期間を継続して診療に従事した症例、入院から 3 ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者について新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事しその期間が 3 ヶ月以上である症例をケースレポートの対象とすることができるものとする<u>こと</u>。</u> キ <u>イからカについては、別紙 2「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を参照すること。</u> ク 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成することは認められない<u>ものであること</u>。 ケ 指定医の申請時から 7 年<u>以前</u>に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められない<u>ものであること</u>。ただし申請時から 7 年<u>以前</u>に診療を開始した症例であっても、申請時から 7 年<u>前以降</u>まで引き続き当該診療に従事した症例については、ケースレポートの対象とすることができる<u>ものであること</u>。 (新設)
---	---

(参考)

<u>注2 やむを得ない理由については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業若しくは介護休業、産前産後休業又は長期の病氣療養等とし、診断又は治療に従事できない期間として除くことができる期間は1ヶ月以上2年以内を基本とする。</u>	
<u>サ 提出するケースレポートのうち2例以上は、申請日の1年前の日より前に診療を開始した症例とする。ただし、当該症例を必須とするのは平成34(2022)年7月1日申請分以降とし、同年6月30日以前の申請については当該症例を2例以上含むことが望ましいものとする。</u>	(新設)
<u>シ 提出するケースレポートのうち1例以上は、医療保護入院等から任意入院に入院形態を変更後、申請者が、当該患者に対して任意入院による治療を行ったものが望ましい。なお、この場合において、任意入院の期間は問わない（カの場合を除く。）。</u>	(新設)
<u>ス 提出するケースレポートのうち1例以上は、申請者が、措置入院者又は医療保護入院者の退院後に、当該患者に対して通院治療を行ったものであることが望ましい。なお、この場合において、通院治療の期間がおおむね1ヶ月以上であることが望ましい。</u>	(新設)
<u>セ 医療保護入院等から任意入院に入院形態が変更された後、退院後の通院治療をおおむね1ヶ月以上行った症例については、任意入院に移行した症例かつ退院後の通院治療を行った症例としてケースレポートの対象とすることができる。</u>	(新設)
<u>ソ 同一症例について、入院期間のうちの同一の期間に関して複数の医師がケースレポートを作成すること（申請時期が異なる場合も含む。）は認められない。</u>	

(参考)

3 指導医について <u>(1) 指導医は次のア及びイの要件を満たす指定医とする。ただし、アについては、申請者が平成 32 (2020) 年 7 月以降から担当を開始した症例の指導医に限るものとする。</u> <u>ア 法第 19 条第 1 項に規定する研修を受けていること (指定後最初の同研修を受けるまでに指定医の職務を停止されていた期間がある場合は指定後二度目の同研修を受けていることとする。)</u>。 <u>イ ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導した期間において、当該申請者が勤務する医療機関において法第 19 条の 5 に規定する常時勤務する指定医であること。</u> <u>(2) 指導医は以下の役割を担うものとする。</u> <u>ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。</u> <u>イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行うこと。</u> <u>ウ ア及びイの指導及び確認を行ったことの証明をすること。</u> <u>なお、当該証明の対象には、ケースレポートの症例について、</u> <u>① 申請者が担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っていること</u> <u>② 当該症例を、医療保護入院の症例であって、入院時から担当し、かつ、入院時の指定医診察に立ち会った症例として申請する場合には、申請者が入院時の指定医診察に立ち会っているものであること</u> <u>も含まれる。</u> <u>(3) その他</u> <u>ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式 3 ー 1 中 ⑪ に記載すること。</u>	3 指導医について (新設) <u>(1) 指導医は以下の役割を担うものとすること。</u> <u>ア ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。</u> <u>イ ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。</u> (新設) <u>(2) その他</u> <u>ア 診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式 3 ー 1 中 9 の(1)に記載すること。</u>
---	---

(参考)

イ その場合、原則として、別添様式 3-1 中 ⑦のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。 <u>なお、証明を行う指導医は他の指導医が指導した期間についても当該指導医に連絡するなどして、指導医の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持っているか、医療保護入院の入院時の指定医診察に立ち会っているかを確認するよう努めること。</u> 4 <u>口頭試問の実施について</u> <u>ケースレポートの書面審査の後、法第 18 条第 1 項第 3 号及び精神科実務経験告示に規定する「診断又は治療に従事した経験」並びに法第 19 条の 4 に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有しているかについて、口頭試問を行うものとする。</u> 5 <u>ケースレポート及び口頭試問の評価基準について</u> <u>ケースレポートと口頭試問については、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、別紙 2 のとおり「ケースレポート及び口頭試問の評価基準」がとりまとめられているので、申請の際に参考とすること。</u> <u>なお、当該評価基準においては、特に、18 歳未満の症例、任意入院に移行した症例又は退院後に通院による治療を行った症例の提出がない場合には、口頭試問において、これらを行うに当たっての一般的な留意点について確認を行う旨記載されていることに留意すること。</u> 6 <u>指定医の指定に係るその他の事項について</u> (1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式 1-1 に定める精神保健指定医指定申	イ その場合、原則として、別添様式 3-1 中 6 のケースレポートの対象とする期間中の最後に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。 (新設) (新設) 4 <u>指定医の指定に係るその他の事項について</u> (1) 指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式 1-1 に定める精神保健指定医指定申
---	---

(参考)

請書に、以下の書類等を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の<u>長</u>に提出するものとする。 ① 履歴書 ② 医師免許証の写し ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2。大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。） ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2） ⑤ ケースレポート（別添様式3-1により各症例5通（原本1通及び複写4通）を提出すること。文字数は別添様式3-1を参照。原則としてワードプロセッサで作成すること。なお、ケースレポートの症例は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版における「精神および行動の障害」の規定に基づき、第1症例は「<u>症状性を含む器質性精神障害</u>」（F0）、第2症例は「<u>精神作用物質使用による精神及び行動の障害</u>」（F1）（依存症に係るものに限る。）、第3症例は「<u>統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害</u>」（F2）、第4症例は「<u>気分（感情）障害</u>」（F3）、第5症例は「<u>神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害</u>」（F4）、「<u>生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群</u>」（F5）、「<u>成人の人格及び行動の障害</u>」（F6）、「<u>知的障害（精神遅滞）</u>」（F7）、「<u>心理的発達の障害</u>」（F8）又は「<u>小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害</u>」（F90-F98）のいずれかとする。） ⑥ ケースレポート一覧表（別添様式3-2）	請書に、次に定める書面（写真を含む。）を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市に提出するものであること。 ① 履歴書 ② 医師免許証の写し ③ 5年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2）（<u>大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。</u>）ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。 ④ 3年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式2-1及び2-2） ⑤ <u>精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケースレポート（文字数（数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。）は1200字以上2000字以下とし、原則としてワードプロセッサで作成すること。また、別添様式3-1及び3-2により各症例5通提出（原本1通及び残り4通は複写したもので可。）すること。なお、ケースレポートは、第1症例は統合失調症圏、躁うつ病圏、中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）、児童・思春期精神障害、症状性若しくは器質性精神障害（老年期認知症を除く。）又は老年期認知症のいずれか（措置入院者又は医療観察法入院対象者とする。）とし、第2症例及び第3症例は統合失調症圏、第4症例は躁うつ病圏、第5症例は中毒性精神障害（依存症に係るものに限る。）、第6症例は児童・思春期精神障害、第7症例は症状性又は器質性精神障害（老年期認知症を除く。）、第8症例は老年期認知症とすること。）</u>（新設）
---	--

(参考)

⑦ <u>申請前 1 年以内に従事した症例に関して、やむを得ない理由があることを証明する書類（該当者のみ）</u> ⑧ 法第 18 条第 1 項第 4 号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し ⑨ 写真（縦 50 ミリメートル、横 40 ミリメートルとし、申請前 6 ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。） ⑩ ⑧が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し ⑪ <u>指導医が法第 19 条第 1 項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し（症例の指導期間より前のものを提出すること。なお、ケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。）</u> ⑫ <u>指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書（別添様式 4。なお、当該証明書はケースレポートに係る症例に関わった全ての指導医について提出すること。）</u> (2) 法第 19 条第 2 項の規定により指定の効力が失効した日から起算して 1 年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、法第 19 条第 1 項に規定する研修を受講した上で、別添様式 1－2 に定める精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）に、(1)①、②、⑨及び⑩の書類等、<u>法第 19 条第 1 項に規定する研修を修了したことを証する書面の写し並びに失効した指定医証を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出すること。</u> (3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、そ	(新設) ⑥ 法第 18 条第 1 項第 4 号又は法第 19 条第 1 項に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し ⑦ 写真（縦 50 ミリメートル、横 40 ミリメートルとし、申請 6 ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。） ⑧ ⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し (新設) ⑨ 指導医がケースレポートを指導していた医療機関において常時勤務していたことを証する施設管理者による常時勤務証明書（別添様式 4）<u>なお、当該証明書はケースレポートに関わった全ての指導医ごとに提出すること。</u> (2) 法第 19 条第 2 項の規定により指定の効力が失効した日から起算して 1 年を超えない期間に指定医の指定に係る申請を行おうとする者は、(1)にかかわらず、<u>法第 18 条第 1 項第 4 号に規定する研修又は法第 19 条第 1 項に規定する研修を受講した上で、別添様式 1－2 に定める精神保健指定医指定申請書（失効後一年未満）に、(1)①、②、⑥、⑦、⑧に定める書面（写真を含む。）及び失効した指定医証（失効した日から 1 年を超えないものに限る。）を添付して、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長に提出するものであること。</u> (3) 指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、そ
---	--

の結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがある。 (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課及び医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努めること。 (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のために<u>のみ</u>利用されること。 7 研修について 法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣の<u>登録を受けた者</u>が行うこととしていること。 8 指定後における事務取扱いについて (1) 指定医に対して指定医証を交付した都道府県知事又は指定都市の長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合に、これを本職に提出する<u>必要はない</u>。 また、都道府県知事又は指定都市の長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有	の結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない旨の意見が医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会から示された場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例（<u>例えば児童・思春期精神障害に係る症例</u>）について、関連する診療録の提出や申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがある<u>こと</u>。 (4) 指定医の指定申請において疑義が生じた場合、本職の求めに応じて、各都道府県・指定都市精神保健福祉担当課ならびに医療機関は、指導医の指導状況と合わせて調査の上、その結果の報告に協力するよう努める<u>ものとする</u>こと。 (5) 精神保健指定医指定申請書に記載された個人情報については、精神保健指定医の指定や、法施行規則第4条の12第1項に規定された指定後の研修の通知など、精神保健指定医制度の運用のために<u>のみ</u>利用されること。 5 研修について 法第18条第1項第4号及び第19条第1項に規定する研修については、厚生労働大臣が<u>指定するもの</u>が行うこととしていること。 6 指定後における事務取扱いについて (1) 指定医に対して<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第7条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票（以下「指定医証」という。）</u>を交付した都道府県知事又は指定都市の市長は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、受領書を受けた場合に<u>おいても</u>、これを厚生労
---	--

効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の長は、指定医が公務員としての職務を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。	<u>働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がないこと。</u> また、都道府県知事又は指定都市の市長は、医療機関の管理者に対して、各年度当初に当該医療機関に勤務する指定医の指定医証の有効期限について確認をするよう促すこと。さらに、都道府県知事又は指定都市の市長は、指定医の公務員としての職務行為に係る行政処分を行う立場にあることを踏まえ、公務員としての職務を行う可能性のある指定医について、各年度当初に指定医証の有効期限を確認するよう努めること。
(2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れている状態(6(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。)で行った指定医の職務行為は取り消しうるものとなる。	(2) 指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医証の有効期限についても十分注意すること。なお、指定医証の有効期限が切れた後(4(2)に規定する申請を行い、再度指定医として指定されるまでの間を含む。)、指定医であるものとして行った職務は取り消しうるものとなること。
(3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権利の制限にたずさわる立場にあることを踏まえ、その職務を行う際にはいつでも指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。	(3) 指定医は措置入院を行うに当たっての判断や行動制限など、私人に対する権限の行使にたずさわる立場にあることを踏まえ、精神科病院等においてその職務を行う際には常時、指定医証を提示できる状態にしておくよう努めること。
(4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるとき又は住所地に変更のあるときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。 <u>なお、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添付すること。</u>	(4) 指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添えて、また、住所地に変更のあるときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の市長に届け出るものとする こと。
(5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。 <u>なお、き損のときは指定医証を添付すること。</u>	(5) 指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨(き損のときは指定医証を添付)を都道府県知事又は指定都市の市長に届け出るものとする こと。
(6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜ	(6) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜ

(参考)

られたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の長を経由して厚生労働大臣に返納すること。	られたときは、速やかに指定医証を都道府県知事又は指定都市の <u>市長</u> を経由して厚生労働大臣に返納する <u>もの</u> とすること。
---	---